

広島高速道路公社土木工事検査技術基準

(平成9年9月29日 理事長通達 第9号)

〔沿革〕平成19年3月1日 理事長通達第4号 改正

〔沿革〕平成25年3月5日 理事長通達第3号 改正

(目的)

第1 この技術基準は、広島高速道路公社の所掌する土木工事及び電気通信設備工事の検査に必要な技術的事項を定めることにより、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

(検査の内容)

第2 検査は、当該工事の出来高を対象として、実地において行うものとし、契約図書に基づき、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて、適否の判断を行うものとする。

2 既済部分検査は、原則として当該工事の既済部分のうち、既に既済部分検査を実施した部分を除いた部分を対象として行うものとし、契約図書に基づき、工事の実施状況、出来形、品質について、検査対象部分を出来高と認めるのに必要な確認を行うものとする。

なお、既済部分検査は実地において行うのを原則とするが、机上において行うこともできる。

3 中間検査で確認した出来形部分については、完成検査、既済部分検査時の確認を省略することができる。ただし、その後の現場状況の変化や、請負者の管理状況等から再度の技術的な確認が必要な場合はこの限りではない。

(工事実施状況の検査)

第3 工事実施状況の検査は、契約約款等の履行状況、工程管理、安全管理及び工事施工状況等の工事管理状況に関する各種の記録（写真、ビデオによる記録を含む。（以下「各種の記録」という。））と、契約図書とを対比し、別表第1に掲げる事項に留意して行うものとする。

(出来形の検査)

第4 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表第2-1及び別表第2-2に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判定することが困難な場合は、検査員は契約約款の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

(品質の検査)

第5 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表第3-1及び別表第3-2に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により当該品質の適否を判定することが困難な場合は、検査員は契約約款の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

(出来ばえの検査)

第6 出来ばえの検査は、仕上げ面、機器及び器材の配置、とおり、すり付けなどの程度及び全般的な外観について目視、観察により行うものとする。

附 則

この基準は、平成9年9月29日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年3月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年3月5日から施行する。

別表第1 工事の実施状況の検査留意事項

項目	関係書類	内容
1 契約書等の履行状況	契約約款、仕様書	指示・承諾・協議事項等の処理内容、支給材料・貸与品及び工事発生品の処理状況その他契約書等の履行状況（他に掲げるものを除く。）
2 工事施工状況	施工計画書、工事打合せ簿、その他関係書類	工法研究、施工方法及び手戻りに対する処理状況、現場管理状況
3 工程管理	実施工程表、工事打合せ簿	工程管理状況及び進捗内容
4 安全管理	契約図書、工事打合せ簿	安全管理状況、交通処理状況及び措置内容、関係法令の遵守状況
5 施工体制	施工計画書、施工体制台帳	適正な施工体制の確保状況

別表第2-1 出来形寸法検査基準（土木工事）

工 種		検査内容	検 査 密 度
一 般 施 工	共 通 的 工 種	矢板工	基準高、変位、根入長、延長 250枚につき1箇所以上（ただし、施工延長250枚以下の場合は2箇所以上）
		法枠工 吹付工 植生工	厚さ、法長、間隔、幅、延長 200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）
		基 礎 工	基準高、根入長、偏心量 1基または1目地間当たり1箇所以上
	一 般 舗 装	石・ブロック積(張)工	基準高、法長、厚さ、延長 100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上）
		路盤工	基準高、幅、厚さ 基準高及び幅は、200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上） 厚さは、1kmにつき1箇所以上（ただし、1km以下の場合は2箇所以上）
			舗装工
地盤改良工	基準高、幅、厚さ、延長 200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）		
土 工		基準高、幅、法長 200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）	
道 路	道 路 改 良	基準高、幅、厚さ、高さ、延長 100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上）	
	橋 梁 下 部	基準高、幅、厚さ、高さ、支間(スパン)長、変位 スパン長は各スパンごと その他は同種構造物ごとに1基以上につき構造図の寸法表示箇所の任意部分	
	橋 梁 上 部	部材寸法、基準高、支間長、中心間距離、キャンバー 部材寸法は主要部材について、寸法表示箇所の任意部分 その他は5径間未満は2箇所以上 5径間以上は2径間につき1箇所以上	
	コンクリート橋上部	部材寸法、基準高、幅、高さ、厚さ、キャンバー 部材寸法は主要部材について、寸法表示箇所の任意部分 その他は5径間未満は2箇所以上 5径間以上は2径間につき1箇所以上	
	ト ン ネル	基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、間隔、延長 両坑口部を含めて、100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は両坑口部を含めて3箇所以上）	
その他の構造物		工種に応じ、基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、法長、長さ等 同種構造物ごとに適宜決定する。	

備考（1）検査は実地において行うことを原則とするが、特別の事由により実地において検査できない場合、当該工事の主体とならない工種及び不可視部分については、出来形管理図表、写真、ビデオ、品質証明書等により、検査することができる。

（2）施工延長とは施工延べ延長をいう。

別表第2-2 出来形寸法検査基準（電気通信設備工事）

1/2

工 種	検査内容		検 査 密 度
地中電線路 （管路式、直接埋設式）	埋設深さ		施工延長 120mにつき 1 箇所を上限とする。（施工延長 120m以下の場合は、1 施工箇所につき 2 箇所を上限とする。）
	弱電流電線等との離隔		
	路盤工		別表第2-1 出来形寸法検査基準（土木工事）に準ずる。
	舗装工		
架空配電線路	電柱根入れ深さ		5本につき1箇所を上限とする。
	根かせ埋設深さ		
	支線ブロック埋設深さ		
	架線地上高		
	弱電流電線との離隔距離		
露出配管工	支持間隔	合成樹脂管	施工延長 120mにつき 1 箇所を上限とする。（施工延長 120m以下の場合は、1 施工箇所につき 2 箇所を上限とする。）
		合成樹脂可とう管、CD管	
		金属管	
露出配線工	ケーブル		
ケーブルラック工	支持間隔	アルミ製ラック	施工延長 120mにつき 1 箇所を上限とする。（施工延長 120m以下の場合は、1 施工箇所につき 2 箇所を上限とする。）
		鋼製ラック	
接 地 工	接地極の埋設深さ		全数の 20%～40%
	絶縁防止	地上部	
		地下部	
接地極相互の離隔等		全数（明らかに基準値以上の場合には省略できる。）	

別表第2-2 出来形寸法検査基準（電気通信設備工事）

2/2

工 種	検査内容	検 査 密 度
照明器具設置工 （トンネル）	器具取付高さ	施工延長 120mにつき 1 箇所を上限とする。（施工延長 120m以下の場合は、1 施工箇所につき 2 箇所を上限とする。）
	取付間隔	
照明灯設置工 （道路）	設置間隔 （局部照明除く）	5 径間につき 1 箇所を上限とする。（5 径間未満の場合は、2 箇所を上限とする。）
	鉛直度 （側面及び正面）	全数の 20%～40%
パンザーマスト設置工（空中線柱）	鉛直度 （側面及び正面）	全数の 20%～40%
	パンザーマスト根入れ 深さ	
	地上高	
鉄塔・反射板	全長	全数
	根開き、対角線長	
	末口寸法、対角線長	
	塔の鉛直度	
標準仕様書に定める装置・機器	標準仕様書の定めによる	
上記以外のもの	設計図書の定めによる	

別表第3-1 品質検査基準（土木工事）

工 種		検 査 内 容	検 査 方 法
共 通	材 料	(1) 品質及び形状は、設計図書等と対比して適切か。	(1) 観察又は品質証明書により検査する。 (2) 場合により実測する。
	基 礎 工	(1) 支持力は、設計図書等と対比して適切か。 (2) 基礎の位置、上部との接合等は適切か。	(1) 主に施工管理記録及び観察により検査する。 (2) 場合により実測する。
	土 工	(1) 土質、岩質は、設計図書等と一致しているか。 (2) 支持力又は密度は設計図書等と対比して適切か。	
	無筋、鉄筋 コンクリート	コンクリートの強度、スランプ、塩化物総量値、アルカリ骨材反応対策、水セメント比等は、設計図書等と対比して適切か。	
	構造物の機能	構造物又は付属設備等の性能は設計図書等と対比して適切か。	主に実際に操作して検査する。
道 路	舗 装	路盤工	(1) 路盤材料の合成粒度は設計図書等と対比して適切か。 (2) 支持力又は締固め密度は設計図書等と対比して適切か。
		アスファルト 舗装工	アスファルト使用量、骨材粒度、密度及び舗設温度は設計図書等と対比して適切か。 (1) 主に既に採取されたコアー及び現地の観察並びに施工管理資料により検査する。 (2) 場合により実測する。

別表第3-2 品質検査基準（電気通信設備工事）

工 種	検 査 内 容	検 査 方 法
機器・設備の機能	(1) 設計図書に規定する機能を満足しているか。	(1) 実際に操作し運転状態を検査する。
機器・設備の性能	(1) 設計図書に規定する機能を満足しているか。 (2) 運転時の振動、温度上昇等が少なく安定しているか。	(1) 実際に操作し運転状態を検査する。 (2) 施工管理記録及び計測により検査する。
器 材	(1) 品質及び形状は、設計図書等と対比して適切か。	(1) 観察又は品質証明書により検査する。
配 管 工	(1) 接続、接合、支持が確実か。	(1) 主に施工管理記録及び観察により検査する。
配 線 工	(1) 端末処理及び接続が確実か。 (2) 絶縁抵抗値が基準値に比べて十分余裕があるか。	(1) 主に施工管理記録及び観察により検査する。 (2) 場合により実測する。
据 付 工	(1) 据付、固定、耐震処理が十分か。 (2) 絶縁抵抗値、接地抵抗値が基準値に比べて十分余裕があるか。	(1) 主に施工管理記録及び観察により検査する。 (2) 場合により実測する。
土木施工	(1) 別表第3-1 品質検査基準（土木工事）による。	(1) 別表第3-1 品質検査基準（土木工事）による。